



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 19 日 (金)
第 9 0 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (247) (福祉監査指導課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (248) (くらしの安心推進課) 2
	使用料の収納事務の委託 (2 件) (249・250) (水産課) 2
	都市計画の変更 (3 件) (251~253) (技術企画課) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (254) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (33) 4
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (緑豊かな自然課) 5
	狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 8

告 示

鳥取県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護老人保健施設まり	米子市淀江町今津150	平成31年2月28日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
山根 蓉子	米子市淀江町今津150	マリ医院	米子市淀江町今津150	訪問看護、居宅療養管理指導	平成31年2月28日
社会福祉法人日南福社会	日野郡日南町下石見2315	デイサービスセンターかすみ荘	日野郡日南町霞729	通所介護	平成31年3月31日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
山根 蓉子	米子市淀江町今津150	マリ医院	米子市淀江町今津150	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成31年2月28日

鳥取県告示第248号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成31年6月3日（月）	午前10時から午後3時まで	倉吉市葵町722 倉吉市役所
〃	平成31年6月7日（金）	〃	〃
〃	平成31年6月11日（火）	〃	〃
〃	平成31年6月14日（金）	〃	〃
〃	平成31年6月18日（火）	〃	〃
〃	平成31年6月21日（金）	〃	倉吉市関金町大鳥居193-1 倉吉市役所関金庁舎

鳥取県告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成31年度鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設使用料（シャワーの利用に係るものに限る。）の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社浜田興業

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第250号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場施設使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

境港水産物市場管理株式会社

2 委託期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

鳥取県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

鳥取市嶋、大桝、里仁、桂見、高住、良田、松原、金沢、福井、伏野、内海中及び御熊

(2) 気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

鳥取市気高町奥沢見、気高町常松、気高町下坂本、気高町日光及び気高町勝見

(3) 鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

鳥取市鹿野町乙亥正及び鹿野町岡木

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

鳥取県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
青谷都市計画道路1・3・1号青谷泊線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
鳥取市青谷町青谷、青谷町善田、青谷町吉川、青谷町井手及び青谷町長和瀬
東伯郡湯梨浜町大字小浜、大字石脇及び大字園
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）及び湯梨浜町建設水道課（東伯郡湯梨浜町大字久留19-1）

鳥取県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路1・5・1号関金和田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
倉吉市鴨河内、福山、石塚、上古川、小鴨、中河原、北野、黒見及び福光
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）

鳥取県告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
課長補佐 福光 康文
- 3 委任期間
平成31年4月19日から平成32年3月31日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第33号**

平成31年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年4月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成31年4月22日（月） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題

- (1) 新元号の制定に伴う関係選挙管理委員会規則の整理に関する選挙管理委員会規則の制定について
 (2) その他

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和元年6月30日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂ほか
令和元年7月21日（日）	〃	倉吉会場（1回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか
令和元年8月25日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市国府町庁380 国府町コミュニティセンター大会議室ほか
令和元年12月1日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験を依頼する場合がある。

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い又は判別及び架設、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
 (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
 (3) 82円切手1枚（受験票返送用）。なお、郵便料金が改定された場合は、知事が別に定める額の切手を添えること。

5 申込受付期間

令和元年5月10日（金）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 令和元年6月14日(金)
- (2) 倉吉会場（1回目） 令和元年7月5日(金)
- (3) 鳥取会場 令和元年8月9日(金)
- (4) 倉吉会場（2回目） 令和元年11月15日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糝町一丁目160	0859-31-9628

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡	令和元年7月23日（火）	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町中央公民館大集会室
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町	令和元年8月4日（日）	”	鳥取市国府町庁380 国府町コミュニティセンター大会議室

鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。）	”	午後2時から 午後6時まで	”
倉吉市又は東伯郡	令和元年8月25日（日）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
米子市、境港市又は西伯郡	令和元年7月28日（日）	”	米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
日野郡	令和元年7月31日（水）	”	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター会議室棟大会議室

なお、該当する会場により難い者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適正試験及び講習を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和元年9月13日（金）	午前9時から 午後1時まで	鳥取市東町一丁目220 県庁講堂

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、8に定める担当課に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適正試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 82円切手1枚（受検票返送用。郵送により申請する者のみ）

6 申込受付期間

令和元年5月27日（月）から次に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (1) 鳥取市、八頭郡及び岩美郡 令和元年7月12日（金）
- (2) 倉吉市及び東伯郡 令和元年8月13日（火）
- (3) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 令和元年7月16日（火）

また、2の(2)の会場については、令和元年8月14日（水）から令和元年9月6日（金）までとする。

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糶町一丁目160	0859-31-9628

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 I Cカード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式
- 契 約 方 式 随意契約
- 随意契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17
- 契 約 金 額 I Cカード運転免許証カード基体一般用1箱当たり 468,900円
I Cカード運転免許証カード基体優良用1箱当たり 468,900円
I Cカード運転免許証カード基体新規用1箱当たり 468,900円
運転経歴証明書用カード基体1箱当たり 150,600円
高速型用インクリボン1箱当たり 140,000円
- 随意契約による理由 本随意契約で調達する物品は、契約の相手方から既に調達をした物品に接続して使用するものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、既に調達をした物品の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271